

◎新潟県告示第604号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
二級河川三面川水系大須戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和4年5月6日
- 3 廃川敷地等の位置
村上市大須戸字長坪585番15地先から同市大須戸字道下545番7地先まで（大須戸川右岸）
村上市大須戸字才ノ神3417番5地先から同市大須戸字才ノ神3427番1地先まで（大須戸川左岸）
村上市大須戸字下田151番7地先から同市大須戸字下田151番9地先まで（大須戸川右岸）
村上市大須戸字和田3505番16地先から同市小須戸字川原583番3地先まで（大須戸川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 16,971.7平方メートル